

障害年金・特別児童扶養手当等に関する調書

申請対象児童の加入する医療保険によって、以下の市町村民税課税状況について伺います。課税者は下記の記載不要です。 ・社会保険の場合・・・被保険者 ・国民健康保険の場合・・・加入世帯	課税されている 非課税である ・ わからない
---	---------------------------

受診者と同じ医療保険の被保険者、国保の場合は世帯主 (世帯主が祖父母の場合は父母のうち所得が高い方)	氏名記入欄
○下記の事項に関する収入を前年 1 月～12 月の間に受け取りましたか？	
特別児童扶養手当 20 歳未満の障がい児を監護している父母または養育者に支給される手当	はい ・ いいえ
障害児福祉手当 20 歳未満の最重度の心身障がい児本人に支給される手当	はい ・ いいえ
特別障害者手当 20 歳以上の最重度の心身障がい者本人に支給される手当	はい ・ いいえ
福祉手当 経過措置により支給される手当。旧法別表第 2 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とし、次の全てに該当する者（ア 昭和 6 1 年 3 月 3 1 日において 2 0 歳以上であること。イ 昭和 6 1 年 4 月 1 日において従前の福祉手当の受給資格を有すること。ウ 特別障害者手当を受けることができないこと。エ 障害基礎年金を受けることができないこと。）	はい ・ いいえ
障害基礎年金、障害厚生年金、障害手当金、障害共済年金、障害一時金、障害年金、障害を支給事由とする特例年金給付	はい ・ いいえ
特別障害給付金 過去に国民年金任意加入対象期間に加入せず、その当時負った障害で障害基礎年金を受けていない人が年金のかわりに国から給付される給付金	はい ・ いいえ
遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金 被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡し、死亡した者によって生計を維持されていた、子のある配偶者 または子が受けることができる年金（子とは 18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない子、または、20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の子）	はい ・ いいえ
寡婦年金 国民年金の第 1 号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が 25 年以上ある夫が亡くなったときに、10 年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が受けることができる年金	はい ・ いいえ
労災における障害補償給付、障害給付、障害補償、障害を支給事由とする補償	はい ・ いいえ
※上記質問項目で「はい」に○をつけた事項に関する証書、払い込み通知、通帳等、前年 1 月～12 月の間に受け取った金額のわかる書類をご提出ください。（写し可）	